

区分		単位	金額
(1) 法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 法第6条の3第1項ただし書の規定による同項ただし書に規定する特定構造計算基準又は同項ただし書に規定する特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準等審査」という。）を行わない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	(ア) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物 1件 6,000円
			(イ) (ア)以外のも " 10,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	(ア) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物 " 11,000円
			(イ) (ア)以外のも " 16,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	(ア) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物 " 16,000円
			(イ) (ア)以外のも " 27,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	(ア) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物 " 27,000円
			(イ) (ア)以外のも " 50,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	(ア) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物 " 42,000円
			(イ) (ア)以外のも " 67,000円

	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	98,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	210,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	〃	350,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃	610,000円
イ	第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う場合	〃	<p>アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、(ア)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれ(ア)から(オ)までに定める額を加えた額</p> <p>(ア) 第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う部分の床面積(以下この項において「第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積」という。)が1,000平方メートル以内のもの 140,000円</p> <p>(イ) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 190,000円</p> <p>(ウ) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 230,000円</p> <p>(エ) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積</p>

				が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 300,000円 (オ) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積が5万平方メートルを超えるもの 560,000円
(2) 法第6条の3第1項本文又は第18条第4項本文の規定による構造計算適合性判定	ア 法第20条第1項第2号のイ又は第3号のイに規定するプログラムによる構造計算に係るものを行う場合	構造計算適合性判定を行う部分の床面積（以下この項において「構造計算判定床面積」という。）が1,000平方メートル以内のもの	〃	100,000円
		構造計算判定床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	120,000円
		構造計算判定床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	140,000円
		構造計算判定床面積が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	〃	180,000円
		構造計算判定床面積が5万平方メートルを超えるもの	〃	320,000円
		イ ア以外の場合	構造計算判定床面積が1,000平方メートル以内のもの	〃
	構造計算判定床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	210,000円	
	構造計算判定床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	250,000円	
	構造計算判定床面積が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	〃	320,000円	
	構造計算判定床面積が5万平方メートルを超えるもの	〃	610,000円	

		もの			
(3) 法第7条第1項又は第18条第17項の規定による完了検査	ア 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物(法第7条の3第5項の中間検査合格証の交付を受けたものに限る。)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	〃	11,000円	
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	〃	<u>17,000円</u>	
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	〃	22,000円	
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	〃	32,000円	
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃	52,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	71,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	140,000円	
		床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	〃	220,000円	
		床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃	440,000円	
	イ ア以外のもの	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	(ア) 法第7条の5に該当する建築物	〃	13,000円
			(イ) (ア)以外のもの	〃	14,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	(ア) 法第7条の5に該当する建築物	〃	15,000円
			(イ) (ア)以外のもの	〃	18,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	(ア) 法第7条の5に該当する建築物	〃	20,000円
			(イ) (ア)以外のもの	〃	22,000円
		床面積の合計が200平方	(ア) 法第7条の5	〃	26,000円

		メートルを 超え500平方 メートル以 内のもの	に該当す る建築物 (イ) (ア) 以外のもの	〃	32,000円
		床面積の合 計が500平方 メートルを 超え1,000平 方メートル 以内のもの	(ア) 法第 7条の5 に該当す る建築物 (イ) (ア) 以外のもの	〃	44,000円
		床面積の合計が1,000平方 メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの		〃	76,000円
		床面積の合計が2,000平方 メートルを超え1万平方 メートル以内のもの		〃	150,000円
		床面積の合計が1万平方 メートルを超え5万平方 メートル以内のもの		〃	230,000円
		床面積の合計が5万平方 メートルを超えるもの		〃	460,000円
(4) 法第7条の3 第1項又は第18条 第20項の規定によ る中間検査	中間検査を行う部分の床面積の合計(以下 この項において「床面積合計」という。) が30平方メートル以内のもの			〃	15,000円
	床面積合計が30平方メートルを超え100平 方メートル以内のもの			〃	18,000円
	床面積合計が100平方メートルを超え200 平方メートル以内のもの			〃	24,000円
	床面積合計が200平方メートルを超え500 平方メートル以内のもの			〃	32,000円
	床面積合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの			〃	50,000円
	床面積合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの			〃	71,000円
	床面積合計が2,000平方メートルを超え1 万平方メートル以内のもの			〃	150,000円
	床面積合計が1万平方メートルを超え5 万平方メートル以内のもの			〃	240,000円
	床面積合計が5万平方メートルを超える もの			〃	500,000円
(5) 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号(法第 87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する 場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査				〃	120,000円
(6) 法第7条の6第1項第2号又は第18条第24項第2号(法第 87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する 場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査				〃	120,000円

(7) 法第18条第2項の規定による通知に対する審査	ア 法第18条第4項ただし書の規定による同項ただし書に規定する特定構造計算基準又は同項ただし書に規定する特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査」という。）を行わない場合	〃	(1)のアに定める区分に応じ、それぞれ(1)のアに定める額
	イ 第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う場合	〃	(1)のアに定める区分に応じそれぞれ(1)のアに定める額に、(ア)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれ(ア)から(オ)までに定める額を加えた額 (ア) 第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う部分の床面積（以下この項において「第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積」という。）が1,000平方メートル以内のもの 140,000円 (イ) 第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 190,000円 (ウ) 第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 230,000円 (エ) 第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 300,000円 (オ) 第18条第4項

			ただし書の構造計算審査床面積が5万平方メートルを超えるもの 560,000円
(8)	法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請に対する審査	〃	50,000円
(9)	法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	〃	28,000円
(10)	法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	〃	33,000円
(11)	法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	〃	33,000円
(12)	法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	〃	28,000円
(13)	法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	ア がんぎ	〃 56,000円
		イ ア以外のもの	〃 160,000円
(14)	法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	〃	160,000円
(15)	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	ア 法第48条第16項第1号に該当する場合	〃 160,000円
		イ 法第48条第16項第2号に該当する場合	〃 180,000円
		ウ ア及びイ以外の場合	〃 180,000円
(16)	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	〃	160,000円
(17)	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	〃	160,000円
(18)	法第53条第4項又は第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	〃	33,000円
(19)	法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	33,000円
(20)	法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	〃	160,000円
(21)	法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	〃	28,000円
(22)	法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	〃	160,000円
(23)	法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さ	〃	160,000円

の許可の申請に対する審査			
(24) 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円	
(25) 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	〃	160,000円	
(26) 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	〃	160,000円	
(27) 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	〃	160,000円	
(28) 法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円	
(29) 法第60条の3第1項第3号の規定による建築物の容積率若しくは建築面積又は同条第2項ただし書の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円	
(30) 法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の建蔽率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円	
(31) 法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	〃	160,000円	
(32) 法第68条の4第1項の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円	
(33) 法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円	
(34) 法第68条の5の5第1項の規定による建築物の容積率又は同条第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円	
(35) 法第68条の5の6第1項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	〃	28,000円	
(36) 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	〃	160,000円	
(37) 法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	許可の期間が1月を超えるもの	〃	120,000円
	許可の期間が1月以内のもの	〃	60,000円
(38) 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	〃	160,000円	
(39) 法第86条第1項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が2である場合	〃	79,000円
	建築物の数が3以上である場合	〃	7万9,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額
(40) 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	〃	79,000円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2である場合	〃	7万9,000円に1を超

	く。)の数が2以上である場合		える建築物(既存建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額
(41) 法第86条第3項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の数が2である場合	〃	220,000円
	建築物の数が3以上である場合	〃	22万円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額
(42) 法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。)の数が1である場合	〃	220,000円
	建築物(既存建築物を除く。)の数が2以上である場合	〃	22万円に1を超える建築物(既存建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額
(43) 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物(一敷地内認定建築物を除く。)の数が1である場合	〃	79,000円
	建築物(一敷地内認定建築物を除く。)の数が2以上である場合	〃	7万9,000円に1を超える建築物(一敷地内認定建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額
(44) 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可又は同条第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	建築物(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。)の数が1である場合	〃	220,000円
	建築物(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。)の数が2以上である場合	〃	22万円に1を超える建築物(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額
(45) 法第86条の5第1項の規定による複数建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査		〃	6,400円に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加えた額
(46) 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		〃	28,000円
(47) 法第86条の8第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による特例の認定又は変更の申請に対する審査	(ア) 法第6条第1項第4号に該当する建築物	〃	28,000円
	(イ) (ア)以外のもの	〃	120,000円
(48) 法第87条第1項において準用する法第6条第1項の規定		〃	(1)のアに定める区

による確認の申請に対する審査			分に応じ、それぞれ(1)のアに定める額
(49) 法第87条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査		〃	(1)のアに定める区分に応じ、それぞれ(1)のアに定める額
(50) 法第87条の2第1項の規定による特例の認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の申請に対する審査	ア 法第6条第1項第4号に該当する建築物	〃	28,000円
	イ ア以外のもの	〃	120,000円
(51) 法第87条の3第5項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査	許可の期間が1月を超えるもの	〃	120,000円
	許可の期間が1月以内のもの	〃	60,000円
(52) 法第87条の3第6項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査		〃	160,000円
(53) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	(ア) 小荷物専用昇降機	〃 5,000円
		(イ) (ア)以外のもの	〃 9,000円
	イ ア以外の場合	(ア) 小荷物専用昇降機	〃 9,000円
		(イ) (ア)以外のもの	〃 12,000円
(54) 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第17項の規定による完了検査	ア 小荷物専用昇降機	〃	11,000円
	イ ア以外のもの	〃	<u>19,000円</u>
(55) 法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査		〃	(53)のア及びイに定める区分に応じ、それぞれ(53)のア及びイに定める額
(56) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	〃	7,000円
	イ ア以外の場合	〃	12,000円
(57) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第17項の規定による完了検査		〃	14,000円
(58) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査		〃	(56)のア及びイに定める区分に応じ、それぞれ(56)のア及びイに定める額
(59) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		〃	28,000円

(備考) 1 この項の(1)の床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。

- (1) 建築物を建築する場合((2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。)においては、当該建築に係る部分の床面積とする。
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加

- する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合((4)に掲げる場合を除く。)においては、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。
- 2 この項の(1)のアの場合において、一の申請に係る計画に(ア)及び(イ)の建築物に係る部分が含まれているときは、当該建築物の床面積の合計に応じたアに定める区分に従い、それぞれイに定める額とする。
- 3 この項の(1)のイの(ア)から(オ)までの第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積、(2)の構造計算判定床面積及び(7)のイの(ア)から(オ)までの第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積は、次に掲げるところにより算定する。
- (1) 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合((2)及び(3)に掲げる場合を除く。)においては、当該建築物において第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準等審査、構造計算適合性判定又は第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査((2)及び(3)において「構造計算適合性判定等」という。)を行う部分の床面積とする。
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合((3)に掲げる場合を除く。)においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定等を行う部分(床面積が増加する場合にあつては、当該増加に伴い構造計算適合性判定等を行う部分のうち、増加する部分の床面積を除く。)の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。
- (3) 建築物を移転し、又は確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合においては、当該移転に伴い構造計算適合性判定等を行う部分の床面積の2分の1とする。
- 4 この項の(1)の場合において、申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、この項の(1)に定める額に、この項の(53)に定める額を加えた額とする。
- 5 この項の(3)の床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。
- (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)においては、当該建築に係る部分の床面積とする。
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合においては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1とする。
- 6 この項の(3)のイの場合において、一の申請に係る計画に(ア)及び(イ)の建築物に係る部分が含まれているときは、当該建築物の床面積の合計に応じたイに定める区分に従い、それぞれ(イ)に定める額とする。
- 7 この項の(3)の場合において、申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、この項の(3)に定める額に、この項の(54)に定める額を加えた額とする。